

公共交通の規制緩和に関する意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣、自治大臣、総務庁長官に意見書を提出する。

平成9年6月24日

提出者	三朝町議会議員	岡嶋達雄
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	福田家 和
賛成者	三朝町議会議員	角本 章
賛成者	三朝町議会議員	徳田一彦
賛成者	三朝町議会議員	西村武津美

平成9年6月24日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

公共交通の規制緩和に関する意見書

国民生活に必要不可欠なバス・鉄道等公共交通機関は、今、地方において、過疎化の進行やマイカーの普及に相まって、その経営は厳しく存続が危ぶまれている。

このような中、昨年12月、行政改革委員会は、「創意で造る新たな日本」と題する規制緩和の推進に関する意見（第2次）を内閣総理大臣に提出した。

その提言は、バス・鉄道分野にも及ぶ「需給調整規制の撤廃」を基本とする市場原理を導入することとしており、運輸省もこれを受け、「利用者保護、安全確保の観点から必要措置を講じつつ、おおむね3～5年後に需給調整規制を廃止する」方針を明らかにしている。

公共交通機関における市場原理の導入は、新規参入も撤退も自由ということであり、採算性の良い路線にのみ新規参入が起こる反面、不採算路線からの撤退が相次ぎ、全国的にバス・鉄道がない地域が一層拡大することが予想されることから、地方においては深刻な事態を迎えることとなる。

バス・鉄道の使命は、多くの人命を預かり、あわせて通勤・通学や児童・身体障害者・高齢者などの交通の便を確保することである。このことが地域住民の生活にとって必要であり重要な課題である。

また、地域活性化の核として大きな役割を担っていることから、規制緩和は、公共・公益性の維持と安全輸送・公正競争・利用者利便の向上・良質な労働力の確保などを基礎として、社会福祉的観点に立ち、各種規制の見直しを図るべきである。

よって、次の事項について慎重に取り組みられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 バス・鉄道等に関する需給調整規制の見直しに当たっては、公共・公益性の特質性を重視し慎重に対処すること。
- 2 社会的に守られるべき安全で安定した交通網の維持と、良質な輸送サービスの確保のため、社会的諸施策を強化すること。
- 3 地域住民の生活に必要な不可欠な地方鉄道・乗合バスの生活路線の維持方策を福祉政策と位置づけ、諸制度を確立するとともに、関係者の意見要望などを十分反映できる中央・地方レベルでの協議会等を設置すること。
- 4 事業者の資質の確保と継続性の観点から、安易な参入・撤退を防ぐための基準の確立を図ること。
- 5 需給調整規制の見直しに当たっては、その環境・社会的に守られるべき条件整備、利用者保護・周知徹底など十分な保障が確立された後とすること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月24日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会